

第36回定例公安委員会開催概要

開催年月日：令和6年11月20日（水）9:30～12:10

出席者 ○ 公安委員会…蓬田勝美委員長、佐藤千鶴子委員、大森亮一委員
○ 警察本部…警察本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、
交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官ほか

1 報告事項

(1) 「年末年始特別警戒」の実施について

生活安全部長から、年末年始における各種事故を未然に防止し、県民生活の安全と平穏を確保することを目的に、12月11日から令和7年1月3日までの24日間、街頭活動の強化等を重点とした「年末年始特別警戒」を実施することについて報告があった。

委員から「人の動きが活発な時期となるので、同施策を効果的に実施し、県民の安全と平穏を確保できるよう取り組んでいただきたい。」との意見があった。

(2) 「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について

交通部長から、県民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けて交通事故防止の徹底を図ることを目的に、12月11日から31日までの21日間、子供と高齢者の交通事故防止等を重点とした「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」を実施することについて報告があった。

委員から「県民のマナーアップを図るためには、継続した交通安全意識向上と交通ルールの啓発が重要なので、実質的な活動になるよう創意工夫して取り組んでいただきたい。」との意見があった。

2 決裁事項

(1) ストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施について（令和6年10月分）

人身安全少年課調査官から、10月中におけるストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施について報告を受け、これを了承した。

(2) 銃砲刀剣所持等取締法第11条に基づく処分について

生活環境課次長から、銃砲刀剣類所持等取締法第11条に基づき、銃砲所持許可の取消処分事由及び聴聞結果について報告を受け、審議の上、1人の処分を決定した。

(3) 意見の聴取の開催について

交通聴聞官から、本日開催した意見の聴取に係る運転免許取消処分対象者の処分事由及び聴取結果について報告を受け、審議の上、10人に対する処分を決定した。

(4) 聴聞の開催について

交通聴聞官から、本日開催した聴聞に係る運転免許取消処分対象者の処分事由及び聴聞結果について報告を受け、審議の上、8人に対する処分を決定した。

(5) 弁明の機会の付与の開催について

交通聴聞官から、本日開催した弁明の機会の付与に係る運転免許取消処分対象者の処分事由及び聴聞結果について報告を受け、審議の上、1人の処分を決定した。

(6) 意見の聴取、聴聞の日時決定について

交通聴聞官から、12月4日午前8時30分から運転免許取消処分対象者10人に対する意見の聴取及び同日午前9時00分から運転免許取消処分対象者7人に対する聴聞について、それぞれ運転免許管理課において開催することについて報告を受け、これを了承した。

(7) 栃木県警察関係手数料条例の一部改正について

免許企画管理官から、道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、特定免許情報記録手数料を定めること等のため、栃木県警察関係手数料条例の一部を改正することについて報告を受け、これを了承した。

(8) 公安条例に係る申請の受理について

警備第二課調査官から、11月6日付で受理した公安条例にかかる示威運動許可申請について報告を受け、これを了承した。

(9) 苦情申出に対する回答について

公安委員会補佐室員から、令和5年12月20日付等で受理した苦情申出に対する調査結果の報告を受け、審議の上、回答を決定した。

(10) 令和6年10月中における安全運転管理者等の選・解任届出処理状況について

交通企画課から、10月中における安全運転管理者等の選・解任届出処理状況について報告を受け、これを了承した。